

年度

夜間対応型訪問介護運営指導事前提出資料
令和5年1月改訂版

事業所番号	0	9								
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名	
------	--

注1) 複数の事業所を併設している事業所については、事業ごとに資料を作成してください。(重複する部分は省略可)

注2) 「介護報酬自己点検シート」も提出してください。

1 事業所の概要

(1)開設者等の状況

年 月 日現在

開設者の状況	法人の名称						
	主たる事務所の所在地	〒 -					
	代表者職氏名						
	他の指定居宅サービス事業者等（栃木県内にあるもので下欄の事業所併設のものを除く。）	①サービスの種類		事業所名		所在市町村	
		②サービスの種類		事業所名		所在市町村	
		③サービスの種類		事業所名		所在市町村	
④サービスの種類			事業所名		所在市町村		
⑤サービスの種類			事業所名		所在市町村		
事業所の状況	名称		指定年月日		前回実地指導日		
	所在地				電話番号		
					管理者氏名		
	併設する指定居宅サービス事業所等	①サービスの種類		事業所名			
		②サービスの種類		事業所名			
		③サービスの種類		事業所名			

※「指定居宅サービス事業所等」とは、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設をいい

※「併設する」とは、開設者が同じで同一敷地内にあるものをいい、当該施設と公道を挟んで隣接するものを含みます。

(2)事業所の平面図（既存資料の活用可）

(3)参考資料（パンフレットその他施設概要の分かるもの）

2 職員の状況

年 月 日現在

職 種	氏 名	年 齢	資 格	常勤・非常勤の別	専任・兼任の別	兼任先事業所名と その の 職 種	当該事業所の 勤務割合	勤続年数		備 考
								年	月	

- ※ 1 職種は、管理者、オペレーター、訪問介護員、訪問看護員、計画作成責任者等と記載してください。
- 2 資格は、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、ヘルパー1級、ヘルパー2級、看護師、准看護師等と記載してください。
- 3 兼任先事業所が同一事業所の別職種である場合は、「同事業所」として兼務する職種を記載してください。
- 4 当該事業所の勤務割合は、常勤専任者の勤務時間を1としてその割合を記載してください。（例えば常勤専任者が週40時間である場合に、当該が週10時間勤務であれば $10 / 40 = 0.25$ としてください。）
- 5 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいい、勤続年数の算定にあたっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

3 勤務実績（直近3カ月）

勤務実績表（勤務実績が確認できるものであれば、既存の書類でも可）

4 要介護度別実利用者数（直近3カ月の状況）

（単位：人）

	年 月	年 月	年 月
要介護1			
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5			
計			

5 介護給付費算定加算一覧

算定加算の名称

※月の途中で要介護度が変更になった者については、介護度の高い方に区分してください。

5 サービス提供体制強化加算について

- (1) 加算の区分について プルダウンから選択⇒ **加算 I**
- (2) 人材要件について（該当する加算について、原則として前年度の実績を記入してください。）※下表の黄色のセルのみ入力。
- (3) 前年度の実績が6月に満たない場合は直近3か月分のみを記載してください。

① 訪問介護員等のうち介護福祉士・実務研修修了者等の割合により加算を算定する場合

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)
a	訪問介護員等の総数（常勤換算）												0
b	aのうち介護福祉士の総数（常勤換算）												0
c	bのうち勤続10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）												0
d	aのうち実務者研修・基礎研修修了者（常勤換算）※												0
b/a		必要となる割合			60%		実績	介護福祉士の割合					
c/a		必要となる割合			25%			勤続10年以上の介護福祉士の割合					
(b+d)/a		必要となる割合			-			介護福祉士と実務者研修等修了者の割合					

※介護福祉士の有資格者を除いてください

② 従業者の勤続年数により加算を算定する場合

※Ⅲは療養通所

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)
d	訪問介護員等の総数（常勤換算）												0
e	dのうち勤続年数7年以上の者の人数（常勤換算）												0
g	eのうち勤続年数3年以上の者の人数（常勤換算）※												0
e/d		必要となる割合			-		実績	勤続7年以上の職員の割合					
g/e		必要となる割合			-			勤続3年以上の職員の割合					

③ 従業者の常勤職員の割合により加算を算定する場合

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)
h	訪問介護員等の総数（常勤換算）												0
i	hのうち、常勤職員の総数（常勤換算）												0
i/h		必要となる割合			-		実績	常勤職員の割合					(%)

【注意事項】

- 1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 2 事業に係る従業者全員(管理者を含む)について、1か月分の勤務した時間数を記入してください。
- 3 職種の欄には、管理者、面接相談員、訪問介護員、その他(事務員など)と記載してください。
- 4 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。
勤務形態の区分
A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務 (ドロップダウンリストから選んでください)
- 5 常勤換算の算出にあたっては、少数点第2位以下を切り捨ててください。
- 6 常勤換算については、訪問介護員の時間を計上してください。
- 7 超過勤務時間を含む勤務実態を記入してください。

勤務シフトおよび勤務時間		
①	～	実勤務時間
②	～	実勤務時間
③	～	実勤務時間
④	～	実勤務時間
⑤	～	実勤務時間
⑥	～	実勤務時間
⑦	～	実勤務時間
⑧	～	実勤務時間
⑨	～	実勤務時間
⑩	～	実勤務時間
⑪	～	実勤務時間

602 夜間対応型訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者が対象者数が20人未満の場合は1人以上、当該対象者数が20人以上の場合は、1に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 該当	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の85	
特別地域夜間対応型訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/>	該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/>	該当
24時間通報対応加算	日中においてオペレーションサービスを行うための必要な人員の確保	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されること	<input type="checkbox"/>	該当
	事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結している	<input type="checkbox"/>	該当
	緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している	<input type="checkbox"/>	該当
	夜間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び在宅サービス利用状況等を把握している	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/>	該当
	定期的な健康診断を実施している	<input type="checkbox"/>	該当
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上	<input type="checkbox"/>	いずれか該当
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が25以上	<input type="checkbox"/>	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/>	該当
	定期的な健康診断を実施している	<input type="checkbox"/>	該当
	訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が6割以上	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に行っている	<input type="checkbox"/>	該当	
	定期的な健康診断を実施している	<input type="checkbox"/>	該当	
	訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が5割以上	<input type="checkbox"/>	いずれか該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が3割以上			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>		
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>		
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	<input type="checkbox"/>	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	□	該当	介護職員等特定処遇改善計画書		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出			□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施			□	あり	
	4 処遇改善の実施の報告			□	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定			□	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知			□	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表			□	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	□	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書		
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	□	あり			